

# サマーソフレプロモーション 公式ルール



プロモーション期間：2024年4月1日（月）～2024年6月30日（日）

\*ご参加の前に公式ルール全事項をご一読ください。

\*ご参加の際の製品の購入は必要ありません。

## プロモーション概要

参加者は、当チャレンジが添付の別添Aに記載されている居住国の法人により主催されていることに同意し、理解するものとします。参加者のチャレンジを主催する法人は、チャレンジ開始時期に、参加者のヤング・リビングのブランドパートナーアカウントに記載されている主たる請求先住所によって決定されます。本規約では、主催者を総称して「ヤング・リビング」と呼びます。

サマーソフレプロモーションは、次世代のスター候補であるブランドパートナーリーダーやインフルエンサーたちを激励し、活気づけ、表彰することを目的としています。本プロモーションは、ヤング・リビングの報酬プランに基づく他の条件や報酬に代わるものではありません。

本チャレンジは、米国および主催企業が事業を行うすべての国において有効です。ただし、禁止されている国、またはプロモーション製品の輸入が制限されている国については、この限りではありません。

サマーソフレプロモーションは、2024年4月1日（月）0時（米国山岳部夏時間）（日本時間：4月1日(月)15時）から、2024年6月30日（日）23時59分（米国山岳部夏時間）（日本時間：7月1日(月)14時59分）まで継続されます（以下「プロモーション期間」）。

## 参加資格

サマーソフレプロモーションは、以下の条件をすべて満たすヤング・リビングのブランドパートナー（以下「参加者」）を対象とします。

- ①2024年4月1日時点で、日本国において18歳に達していること。
- ②IGC参加登録：2024年米国ユタ州ソルトレイクシティで開催されるインターナショナルブランドコンベンション(IGC)に登録していること。
- ③ヤング・リビングと良好な関係にあること。

「良好な関係」とは、ヤング・リビングのブランドパートナー契約のすべての条項を遵守しており、それぞれの居住国のヤング・リビングの方針と手続きに記載されている条件を満たし、このルールに記載されている資格条件を満たしている会員を指します。

## 参加資格の獲得方法

プロモーション期間中、以下の条件を満たすことで参加資格を得られます。

- ①毎月2名、合計6名の新規登録（それぞれ100PV以上）
- ②直接紹介した新規会員を1名以上、スターランクに昇格

## 褒賞

資格を得たブランドパートナーには、ユタ州ソルトレイクシティにあるエディソンハウス ソーシャルクラブで開催されるサマーソフレへの招待状が贈られます。招待されたブランドパートナーが、指定された日時に褒賞を受諾しなかった場合、その権利は失効します。日程の変更、代理参加、褒賞の換金、もしくはそれに相当する現金の受け取りはできません。授与されなかった褒賞の扱いについては、ヤング・リビングが独自に判断します。

## 通知/褒賞の受諾

2024年7月3日前後に、参加資格達成者に達成通知メールを送信いたします。このメールには諾否リンクが含まれておりますので、参加資格達成者は、2024年7月10日までにご回答ください。期限内に受諾返信がなかった場合、褒賞を辞退したとみなします。この辞退決定は覆すことは出来ず、また同様に受諾も最終決定となります。仮に達成者が褒賞を辞退した場合、褒賞受賞の資格は失われます。ヤング・リビングは、辞退された褒賞の扱いについて決定する権利を有します。

参加者の一覧は、プロモーション期間終了後、達成者が決定し、ポイントの集計・確認が終わり次第、ご覧いただけるようになります。

## 結果の通知と褒賞の受諾

2024年7月3日前後に、参加資格達成者に達成通知メールを送信いたします。このメールには諾否リンクが含まれておりますので、参加資格達成者は、2024年7月10日までにご回答ください。期限内に受諾返信がなかった場合、褒賞を辞退したとみなします。この辞退決定は覆すことは出来ず、また同様に受諾も最終決定となります。仮に達成者が褒賞を辞退した場合、褒賞受賞の資格は失われます。ヤング・リビングは、辞退された褒賞の扱いについて決定する権利を有します。

参加者の一覧は、プロモーション期間終了後、達成者が決定し、ポイントの集計・確認が終わり次第、ご覧いただけるようになります。

## <重要> キャンセル・払戻、不可抗力

ヤング・リビングは、次のいずれかが原因で褒賞の履行がキャンセルされた場合、責任を負わないものとします。ストライキ（交通機関や労働者のストライキを含む）、デモ活動、ボイコット活動、火災、洪水、事故、戦争（宣戦布告の有無にかかわらず）、革命、暴動、反乱、天災地変、政府の行為（アメリカ合衆国の政府機関や省庁、このプロモーションが行われる市場の地方自治体を含むが、これに限定されない）、公共敵国の行為、ガソリンやその他の燃料、重要な製品の不足または配給、材料や労働力の入手不能、伝染病や流行病、ヤング・リビングが合理的にコントロールできないその他の原因。モ隊のピケライン、ボイコット、火災、洪水、事故、戦争（宣戦布告の有無に関わらず）、革命、紛争、反乱、天災、政府機関による行為、犯罪行為、ガソリン等の燃料や重要な生活必需品の不足や配給、資材や労働力の確保が困難な事態の発生、あるいは、ヤング・リビングが対応できる合理的範囲を超えたその他全ての事態。そのような事態においては、ヤング・リビングは、自らの裁量に基づく決定により、褒賞相当の現金を支給する可能性がございます。

## ライセンス

サマーソフレプロモーションの褒賞受諾後、達成者はヤング・リビングに提出された氏名、住所（居住地、州、国）、音声、発言、写真またはその他の肖像を、法律で禁止されている場合を除き、ヤング・リビングまたはその関連団体が地域や時間の制限なく、あらゆるメディアで行う宣伝または広告に、さらなる報酬、通知、許可なしに使用することに同意したものとみなされます。

## 責任の範囲

ヤング・リビングとその関連会社、子会社、親会社は、サマーソフレプロモーションで使用される可能性のある情報の不正確さ、ブランドパートナーが入力したデータを含む受け付け処理で発生する可能性のある技術的または人為的エラー、コンピューター、電話、ケーブル、利用できないネットワークやサーバー接続に関連する技術的な障害や関連する障害、ハードウェア、ソフトウェア、ウイルスに関連するその他の障害、注文の不備、遅延、誤送信などについて責任を負わないものとします。サマーソフレプロモーションの公平性、安全性、運営に影響を与える可能性のあるコンピューターウイルスや同様の技術的障害により、サマーソフレプロモーションの公平で適切な運営が損なわれた場合、ヤング・リビングは独自の判断により、サマーソフレプロモーション全体またはその一部を終了、修正、変更する場合があります。ヤング・リビングは独自の裁量で、サマーソフレプロモーションの運営、安全性、公正性を改ざんしようとした、または損なおうとしたとヤング・リビングが判断したブランドパートナーの受け付けを無効にする権利を有し、スポーツマンシップに反する行為、または他人を脅したり嫌がらせをする目的で行動したブランドパートナーを失格とする権利を有します。

サマーソフレプロモーションに参加するにあたり、プロモーションへの参加および賞品の受諾・所有・使用に関連して発生した、実際の現金での支払いや損失以外の、故意・偶発・派生的損害に対する賠償請求権、弁護士費用請求権を放棄したとみなします。サマーソフレプロモーションや褒賞に関連して生じる請求案件は、集団訴訟等の手段で解決を求めず、個別に解決することとします。

法的管轄区域によっては、損害請求権や集団訴訟による損害賠償を求める権利等に制限を加えることが認められていない場合もあるため、上述の制限が適用されない場合もあります。

## 責任の範囲

達成者は、褒賞を使用するかどうかに関わらず、褒賞に係る税金全額を支払う義務があります。（褒賞の受け取りを拒否した場合を除く）。

該当する場合、達成者は受け取った褒賞の時価額を、適用される税務申告フォーム（米国ではフォーム1099-NEC、カナダではフォームT4Aなど）に記載する必要があります。

ヤング・リビングの管理の範疇を超えた事由で、褒賞の様相に異変が生じた場合、または褒賞の全部か、あるいは一部が何らかの理由で授与不能となった場合、ヤング・リビングはそのような変更に対して責任を負いません。ヤング・リビングはその裁量において、褒賞と同額かそれ以上の代替品をもって、褒賞に替える権利を有します。第三者への褒賞の譲渡および換金は禁止されています。褒賞の受諾により、達成者は、褒賞の授与・受諾・所有・使用、あるいはそれに関連して生じた傷害、滅失または毀損に対し ヤング・リビングは責任を負わないと同意したとみなします。

ヤング・リビングは、全ての規則の解釈にかかる係争問題の最終的な裁定者、資格認定等に関する最終的な決定者であり、下された決定は覆すことのできない最終的なものとなります。

達成者は褒賞を同年の確定申告にて収入として報告するのが適切な場合は申告する義務があります。達成者は、ヤング・リビングから授与された、あらゆる褒賞、および補助金に係る税金全額を支払う義務があります。

法律で禁止されている地域では、サマーソフレプロモーションは無効となります。参加資格のある全ての参加者は、監査や確認の対象となります。

同プロモーションに参加するに際し、参加者は；1)全ての資格条件を含めたプロモーション規則を遵守し、2)プロモーションに関連して提供する全ての情報が真実かつ正確なものであると保証し、3)同プロモーションに関する全ての事柄に対して、ヤング・リビングの下した決定が最終的なものであり、拘束力があるということに同意したとみなします。

本プログラム規則およびヤング・リビングの方針と手順に従わないブランドパートナーは失格となります。

ヤング・リビングには、独自の裁量で、理由の有無に関わらず、同プロモーションを予告無しに中止、または終了する権利があります。

サマーソフレプロモーションは、各国の該当する連邦、州、州、地方自治体の法律の適用を受けます。サマーソフレプロモーションの規約、参加者とヤング・リビングの権利や義務に関する解釈、有効性、執行可能性について疑問や問題が生じた場合は、以下のように取り扱われます。

アメリカ合衆国の参加者・・・ユタ州の実質法が適用され(抵触法の原則は考慮されません)、ユタ州の連邦裁判所、州裁判所、地方裁判所の裁判権と裁判地に同意するものとします。

それ以外の国に居住する参加者・・・自身の管轄区域のブランドパートナー契約書に登録されている実質法と裁判所が適用されます。

この公式ルールに記載されているプロモーション詳細と、他のプロモーション資料（エクスペリエンスセンター、オンライン他）に記載されている詳細が異なる場合は、この公式ルールが優先されます。

ヤング・リビングがこの公式ルールの規定を実施できなかった、あるいはしないと判断した場合においても、該当する規則等が破棄されたということではありません。また、公式ルールの一部の記載が無効、実行不能、違法と判断された場合でも、該当の記載以外の規定は依然有効であり、該当する無効、および違法な規定は本件公式ルールには含まれていないとみなします。

## 別添 A

参加者は、本プロモーションが以下の居住国の法人によって主催されていることに同意し、理解するものとします。プロモーションを主催する法人は、プロモーションの開始日時時点で、各参加者のヤング・リビングのディストリビューターアカウントに記載されている主たる請求先住所によって決定されます。

プロモーション開始日における参加者の主な居住国	主催者	主催者住所
米国	Young Living Essential Oils, LC	1538 W. Sandalwood Dr., Lehi, UT 84043
カナダ	Young Living Canada ULC	Suite 350, 7326 - 10th Street N.E. Calgary, Alberta T2E 8W1
メキシコ	Young Living Mexico SRL	Av. Paseo de la Reforma No. 243, Piso 9 Colonia Cuauhtémoc, Delegación Cuauhtémoc, C.P. 06500, Ciudad de Mexico
エクアドル	Young Living Ecuador S.A.S.	Chongón Km 24 vía a la Costa
ヨーロッパ	Young Living Europe B.V. Ltd.	3rd Floor Building 11, Chiswick Park London W4 5YS UK Phone: +44-0-1480-710032 Fax + 44 (0) 2038573431
香港/マカオ	Young Living Hong Kong Limited	10/F, Soundwill Plaza II Midtown, 1 Tang Lung Street, Causeway Bay, Hong Kong
オーストラリア/ニュージーランド	Young Living Essential Oils, Australasia Pty. Ltd.	Building B, Level 3, 3 Columbia Court, Baulkham Hills NSW 2153
シンガポール	Young Living Singapore Pte. Ltd.	111 Somerset Road, #05-18 TripleOne Somerset, Singapore 238164
マレーシア	Young Living Malaysia Sdn Bhd	L1-1 Tower 7, Avenue 3, Bangsar South, No. 8 Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur, Malaysia
日本	ヤング・リビング・ジャパン	〒150-0001東京都渋谷区神宮前4-13-9 表参道LHビル
台湾	Young Living Taiwan Inc, Taiwan Branch	Exchange Square 1, 8F, No. 89 Songren Road Xinyi District, Taipei, Taiwan
インドネシア	PT Young Living Indonesia	Agro Plaza, 12th Floor, Jl. HR Rasuna Said Kav. X-2 No. 1, Kuningan Timur, Setiabudi, Jakarta Selatan – 12950 DKI Jakarta, Indonesia
コロンビア	Young Living Colombia SAS	Avenida 19 105 – 53 Bogotá, Colombia
フィリピン	Young Living Philippines LLC, Philippine Branch.	12th floor Twenty-five Seven Mckinley, 25th Street corner 7th Avenue, Bonifacio Global City, Taguig City, Philippines 1630
韓国	Young Living Korea Limited Company	9F Gangnam Finance Plaza, 419 Teheran Ro, Gangnam Gu, Seoul, Republic of Korea
アフリカ Africa	Young Living Africa (PTY) Ltd.	Clearwater Office Park, Building 6 Cnr of Christian de Wet and Mellenium Road Strubensvalley, Roodepoort Gauteng 1724
コスタリカ	Young Living Costa Rica, S R L	San Jose, Sabana Norte, Centro Comercial frente al Colegio Los Angeles. Local numero 8C, Costa Rica